

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年 3月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

平成29年度企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年 2月13日（火）

2 監査の対象

企画政策部

秘書広報課、ふるさと創生課（あそび・まなび・子ども広場）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、引き続き必要な措置を講じられたい。

（1）超過勤務手当の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあったため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。

（2）各種補助金について

補助金交付団体となる基準を明確にし、交付団体からの関係書類受付時には記載の事業内容を十分確認し、適切な指導をしていただき、適正な補助金の支出となるよう留意していただきたい。

（3）広報番組の業務委託について

各種番組について、制作から放映までを委託契約する場合には、それぞれ積算根拠に基づいた細やかな見積もりを行い、また、契約内容が変更された場合には、実施内容に見合った契約額になるよう、取扱いに留意していただきたい。